

速報第3583号 R4.10.5発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	4年・3定 予算特別委員会 10月4日	質 問 者	真下 紀子 委員 日本共産党 (旭川市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 特別支援学校の安全な作業実習について 始めに特別支援学校の安全な作業実習について伺います。</p> <p>(一) 窯業科教員の教科免許について 特別支援学校高等部における作業実習のうち、窯業科教員の、専門教科免許というのはそもそもどうなっているのか伺います。劇物を使用する作業実習に当たって、どういう資格で指導しているのか、併せて伺います。</p> <p>(指摘) 研修、それから研究というのは、経験交流や伝達研修にとどまっていると聞いておりました、専門性を高めていく必要性というのはあるので、ここを改善するよう求めておきます。</p> <p>(二) 作業実習の安全指導について 窯業科で使用される撥水剤含有物には、キシレン・トルエン・MEK（メチルエチルケトン）などの劇物が含まれております。また、刷毛を洗浄するためにアセトンを使用していると聞いております。いずれも揮発性の有機溶剤であって、化学物質過敏症の発症リスクや、引火点が低いことから静電気防止等の必要な防護措置や管理、また廃棄が適切に行わなければならないと思います。しかし現場では、アセトンを食用の小瓶に小分けしたり、空気より比重が重い化学物質の適切な換気がされずに、床に滞留しているなどがあると、それから使用目的のはっきりしないメタノールが保管されている例もあるというふう聞いております。また、使用の際ゴーグルなしで、皮膚にアレルギー症状が出た生徒もいると聞いております。道教委は、作業実習の安全性をどのように指導しているのか伺います。</p> <p>(意見) 知的障がいを持っているお子さんにとっては、必要最低限の防護具でなければストレスになるわけですよね。ですからそうした配慮ができるような環境での作業をしなければならないと考えます。</p> <p>(三) 窯業科における薬品管理等について 本来でしたら、薬品使用記録や受払簿に関しては、適切に作成・管理されて、薬品の保管・廃棄の状況というのは把握されるべきと思いますがどうなっていますか。</p> <p>(指摘) 学校は大変繁忙ですので、学校での薬品管理は最小限にとどめて、現場負担を軽減するように求めておきます。</p> <p>(四) 安全な代替品への変更について 特別支援教育が必要な生徒にとって、危険回避のための合理的配慮が必要になります。学校によっては、すでに何年も前に安全性の高い代替品として、水溶性の撥水剤に変更しているところもあるというふうにお聞きをしました。リスクを抱えたまま揮発性有機溶剤を含む撥水剤を使用し続け、危険な作業実習を続けさせることに何のメリットがあるのでしょうか。代替品があるにもかかわらず、旧態依然とした使用は見直すべきと考えますが、どう対応されますか。</p>		<p>(特別支援教育課長) 窯業科の教員についてであります。窯業科を含めた職業学科を設置している特別支援学校では、特別支援学校教諭及び高等学校教諭の免許状などを所有する教員が指導を行っており、窯業科で指導を行う教員には、窯業に関する専門教科等の免許状や特定の資格が求められているものではありませんが、担当する教員は、窯業に関する校内研修や教材研究などに取り組んでいます。</p> <p>(特別支援教育課長) 作業学習における安全指導についてであります。道教委では、各学校に対し、「理科薬品等の取扱いに関する手引」等に基づき、薬品などの使用、保管及び廃棄を適切に行うことや、実習室の施設・設備の定期点検と整備など、安全管理や衛生管理について指導をしています。</p> <p>学校においては、教職員が、実際の作業学習の実施に当たり、安全な作業内容や作業工程などについて検討し、生徒一人一人の実態を考慮した教育活動を行うとともに、改めて、適切な換気や危険区域の表示、必要に応じて、作業服や帽子、ゴーグルのほか、マスクや軍手等の着用など、安全面に配慮した実習環境において実施するよう指導してまいります。</p> <p>(特別支援教育課長) 保管している薬品の把握についてであります。「理科薬品等の取扱いに関する手引」において、薬品は購入・使用等の都度、受払・点検記録簿に使用量等を記録するよう定めているところであり、各学校の薬品の管理等について、実態を把握しながら、適正な取扱いについて、改めて学校に指導してまいります。</p> <p>(特別支援教育課長) 撥水剤の使用の見直しについてであります。撥水剤には、水性と油性のものがあり、油性は、撥水力が強く、乾燥が非常に早いなどの特長がありますが、揮発性や引火性がある成分が含まれているものもあります。</p> <p>一方、水性は、水で洗えるなど安全性は高いが、撥水力が弱く、乾くまでに時間がかかるなどのデメリットがあります。</p> <p>今後、仕事に従事することを考慮したとき、油性のものを使用し、その危険性等を十分に理解しておく必要もあると考えますが、代替品である水性のものも含め、いずれを使用する場合においてもその安全性をしっかり確保することが大切です。</p>		<p>特別支援教育課</p> <p>特別支援教育課</p> <p>特別支援教育課</p> <p>特別支援教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(意見) そういう対応をしていただきたいと思います。</p> <p>(五) 今後の管理、廃棄・回収等の対応について さきほど答弁にあった「理科薬品等の取扱いに関する手引」を見せていただきました。そうしたところ、薬品名の明示や、引火点の注意事項など、わかりにくくなっておりまして、不十分な内容だと指摘をいたしました。改善を求めたいと思いますが、いかがか伺います。またこの際ですね、不要な化学薬品の廃棄費用をしっかりと予算化して、廃棄・回収を進める必要があると考えますが、対応をどうするのか伺います。</p> <p>(意見) わかりやすい手引にしていきたいと思います。</p>	<p>(特別支援教育担当局長) 今後の対応についてであります。薬業科を設置する特別支援学校では、これまで、「理科薬品等の取扱いに関する手引」に基づく薬品の管理等を行っておりますが、使用する薬品が掲載されていないケースもあることなどから、手引に記載されている「安全データシート」を十分に参照するなど、薬品の取扱いを徹底することが必要であると認識しています。 このため、道教委としては、改めて、各学校の状況を踏まえ、手引の活用方法を周知徹底するとともに、これまで同様、不用となった薬品等の廃棄についても、適切な安全管理を徹底するよう指導してまいります。</p>	<p>特別支援教育課</p>
<p>二 生理用品の公費設置について (一) 学校における保健室以外の生理用品設置について 公費による道立学校のトイレに生理用品を設置することの必要性について、これまで議論してきました。旭川市では、セットアップ旭川が提供しているほか、函館市では女性つながりサポート事業の中で、市の施設やハローワークで提供されており、在学中の女性も対象としているということです。 また、帯広市などでは、道教委に先駆け、小中学校に公費で生理用品を設置し始めたことと承知をしています。現時点で、道内市町村教育委員会等の取組状況を、道教委としては、どう把握しているのか伺います。</p>	<p>(健康・体育課長) 市町村の取組状況についてであります。内閣府男女共同参画局において、「生理の貧困」に係る地方公共団体の取組を調査しており、昨年7月時点の調査結果によりますと、道内では、5市2町において、生理用品のトイレ等への配置を実施又は実施予定となっております。 また、今年度、本庁職員が、生理用品の配備に係る道立学校への視察を実施する中で、地元市町村の取組についても情報を収集しているところであり、今後とも、学校訪問の機会などを通じ、順次、市町村の取組状況を把握してまいりたいと考えております。</p>	<p>健康・体育課</p>
<p>(二) 道立学校の公費による生理用品設置について 今、積極的な把握に努めてということですが、昨年の質問の際に、道教委は、「既にトイレに設置している道立学校のメリットや課題の整理を行うとともに、先行している都府県の事例を研究する」と回答していた訳ですが、こうした把握も含めて、これまでどのような問題意識で、どこを対象に、どのように調査してきたのか伺います。</p>	<p>(健康・体育課長) 生理用品の設置についてであります。家庭の経済的な理由等で、生理用品が購入できない、あるいは、急遽必要になったが所持していないなどの状況は、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題であり、児童生徒の心身に影響を与えるものと認識しております。 このため、道教委では、本道における対応を検討するため、既にトイレに設置している道立学校を順次訪問し、管理職や養護教諭から、トイレに設置することとした理由をはじめ、生理用品の入手方法、実際の設置に当たっての工夫や、月平均の補充枚数等について、聴取しております。 また、全ての都府県に対し、取組状況に関する調査を行い、保健室以外の生理用品の設置場所、生理用品の設置方法や、今後の取組予定などを把握するとともに、先進県の担当者から具体的な取組の内容を聴取するなどして、その分析を進めているところです。</p>	<p>健康・体育課</p>
<p>(三) 成長と発達に関する学習について そうした状況把握とともに、生理自体に対する理解は、性別を問わず必要かつ重要であると考えております。それぞれの児童生徒が成長段階に応じて、自分の体の変化と影響を具体的に良く知ることは重要です。道教委において、成長と発達の段階に応じた体の変化、特に思春期に関する知識を科学的見地でどう教えているのか。また、近年明らかとなった性のグラデーションや性の多様性、性暴力対策に関し、学習機会をどのように持っているのか伺います。</p>	<p>(指導担当局長) 成長と発達に関する学習についてであります。各学校においては、児童生徒の性に関する正しい理解と、適切に行動することができる態度などを育成するため、学習指導要領に基づき、保健体育科の授業において、思春期における性的成熟に伴い、異性を理解したり、尊重したりする態度を育むことはもとより、特別活動において、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重することなどにも関連付けながら、身体の発育や発達について理解を深める指導を行っております。 また、学校では、教育活動全体を通じて、生命の尊さを学び、生命を大切に教育や、自分や相手、一人一人を尊重する教育を推進しており、子どもたちの発達の段階に応じ、性の多様性を尊重するとともに、SNS等で知り合った人に会うことで犯罪被害にあう危険性があるといった性犯罪の被害に遭わないための対応など、性暴力や性被害の予防及び対処に関する学習も実施しているところです。</p>	<p>健康・体育課 (生徒課・学校課)</p>
<p>(四) 今後の取り組みについて 性については、タブー視することなく、科学的に正確に教育していくことが非常に重要だと考えま</p>	<p>(学校教育監) 生理用品の設置に関し、今後の取組についてでございますが、児童生徒の中には、家庭の経済的な理由等</p>	<p>健康・体育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>す。 今後、課題を整理するとともに、生徒の現状と健康支援の課題も把握しながら、設置に向けて取り組みを加速することを求めますが、どのように取り組んでいくのか伺います。</p> <p>(指摘) 今、生理用品の種類が増えているので、選択できるような設置の方法もあわせて検討いただければと思います。</p> <p>三 校則の見直しについて いわゆる「ブラック校則」が社会問題化する中で、私は、昨年6月、全道191の道立高校全日制の校則実態調査結果をもとに、9割の学校で頭髪の色や髪型の規定に対する校則があったことを明らかにしました。また、制服の自由な選択、校則の公開などについて問題提起をして、民主的な方法での見直しを求めてきました。教育長は「校則は絶えず見直しが必要だ」とお答えになっておりまして、各学校に周知・指導助言していくと表明をされておりました。</p> <p>(一) 校則の見直し調査結果と受け止めについて 道教委が実施した道立高校の校則の見直し調査結果がまとまると承知しておりますが、結果についてお示し願うとともに、どう受け止めたのかも、併せてお伺いします。</p> <p>(二) 校則見直しの具体例について 大きな前進だと評価をします。この調査の中で明らかとなった校則の見直しの具体例もぜひ紹介してください。</p> <p>(三) 校則見直しの方法について こうした見直しの例が、先進例となったわけですね。本当に有効にこの先進例を紹介できていけばというふうに期待をしております。校則見直しの方法についてなんですけど、民主的に行われることが必要だと申し上げてきたわけですが、どのように行われてきたのでしょうか。</p> <p>(四) 見直しの過程で把握した生徒の意見、課題等について そうした中ですね、なかなか困難もあって、点</p>	<p>で生理用品が購入できなかつたり、急遽、生理用品が必要になるような状況にありながらも、保健室に申し出ることをためらったりするケースもあるものと承知しており、こうした状況は、児童生徒の心身に影響を与えるものと認識しております。</p> <p>道教委といたしましては、各学校において、児童生徒に対し養護教諭をはじめ、学級担任、スクールカウンセラーによる組織的な支援の充実を図るとともに、道立学校の先行実施状況、他都府県の事例や市町村の取組状況を踏まえながら、市町村教育委員会や、校長会、養護教諭で構成する団体、保健福祉部局等と取り組みのあり方等について、協議を深めてまいります。</p> <p>(生徒指導・学校安全担当局長) 校則の見直し調査の結果についてであります。道教委では、令和3年12月に各道立学校に対し、校則の見直しに関する取組を進めるよう通知し、道立高校を対象に取組状況を把握いたしました。</p> <p>その結果から、全ての道立高校で点検を行い、そのうち約8割の高校で校則の見直しを行っており、例えば、生徒の頭髪の色を届け出る、いわゆる「地毛証明」の提出については、全ての学校で廃止するなど、見直しが進んでおります。また、全ての学校が、ホームページに校則を掲載しており、家庭はもとより、広く地域に公表するなどの取組も進んでおります。</p> <p>道教委といたしましては、各道立高校におきまして、生徒の実情や学校を取り巻く社会環境の変化等に応じた校則の点検・見直しに取り組んできたものと受け止めております。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 校則の見直しの具体例についてであります。通学に関するものでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動後、ジャージを着用したままでの下校を許可した。 <p>服装、髪型に関するものでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・略装のポロシャツを導入した ・いわゆるツーブロックなど特定の髪型への規制を取り止めた ・女子の制服にスラックスを導入した <p>校外生活に関するものでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行届などを廃止した <p>などの例がございました。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 校則見直しの方法についてであります。この度の校則の見直しに当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒同士が話し合う機会や保護者から意見を聴取する機会を設けた学校は、87% ・校則の見直し手続きを生徒や保護者に周知した学校は、83% ・学校運営協議会や学校評議員会など地域の意見を参考にする仕組みを設けた学校は、88% <p>となるなど、生徒及び保護者、地域の関係者に開かれた形で進められてきました。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 見直しの過程についてであります。校則の見直し</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p> 検は行ったけれども見直しをしなかった学校が40校、18%あり、保護者の意見聴取や周知もそれぞれ29校、37校ができていませんでした。多忙な業務等学校生活の中で、価値観の大きな転換が求められる校則の見直しは、極めて難しい問題でもありまして、進めにくい課題でもあると考えます。見直し過程において、生徒や学校、保護者からどのような意見が出されたのか。また、不断に見直しを進める上で、表出した課題には、どのようなものがあり、今後どう解決していこうとしているのか伺います。 </p> <p> (五) 子どもの権利に関する教職員理解の取り組みについて 今回の調査の中でね、見直しの過程の中での課題というのが見えたことが非常に重要だと思うのですね。簡単にはいかない見直しなので、こうした課題一つ一つをどうやって乗り越えていくか、それが教育の重要性でもありますので、ぜひこれからも奮闘していただきたいと思えます。生徒指導提要には、教職員の子どもの権利条約についての理解が盛り込まれています。条約を批准して日本において意見表明権とその反映は、校則の見直しの中でもとても重要であり、校則問題と深く関係しております。道教委は子どもの権利条約をどう認識しているのか。校則の見直し過程において、道教委は、教職員に対する子どもの権利条約の理解をどう深め、その権利の反映にどのように取り組んできたのか、伺います。 </p> <p> (六) 子どもの権利の児童生徒への周知について そこで子どもの権利条約を反映させていくために必要なのは、これを知っているということなんです。ところが、数年前になるのですけれど、私も日本共産党が行った調査によりますと、四割の中高生が「知らなかった」と答えておりました。子どもの権利条約は、第42条で「締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する」と明記しております。しかしそもそも権利を知らなければ、守ることができないわけですし、1994年、平成6年5月20日付の文部事務次官通知では、この条約について「初等中等教育関係者のみならず、広く周知して、理解いただくことが大切であります」と明記されております。30年近くも前から、文科省は、子どもの権利条約の周知の重要性を通知してきていたわけですが、道教委は、これまで、児童生徒に、どのように、周知を図ってきたのか伺います。 </p> <p> (七) 子どもの人権に配慮した今後の見直しについて 現行の生徒指導提要では、校則や学校の規律に関して、子どもの尊厳や人権に全く触れていないのに対して、改定案の方ではですね、子どもの権利条約を紹介して、児童生徒の基本的な人権に十分配慮するように求めています。今後の見直しにあたって、子どもの人権に配慮した取り組みをどう進めていくのか、伺います。 </p> <p> (意見) 互いにリスペクトし合うことと、自己表現、自己肯定できることで、生徒がね、本当によく成長して </p>	<p> に当たって、生徒や保護者からの意見としては、 ・髪型の規定などが時代の変化にあっていないことや、 ・よりよい高校生活を送るために、生徒の声を反映したい などが挙げられました。 また、見直しに対する課題としては、 ・校則を見直す意義について、教職員間の共通理解を得ることや ・生徒が校則について主体的に話し合い、自ら課題を見付ける意識を醸成すること に時間を要していることなどが、みられました。 道教委といたしましては、今後も各学校において積極的に校則を見直すことができるよう、全国の事例のほか、本道で既に取り組んでいる効果的な事例や見直しを行った校則について周知するなどして学校の実情に応じて指導助言してまいります。 </p> <p> (生徒指導・学校安全課長) 子どもの権利への取組についてであります。児童の権利に関する条約は、子どもたちの様々な基本的権利を保障することを趣旨として制定されたものであり、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切に教育が行われることが重要と認識しており、道教委では、令和3年12月の通知において、校則を見直すに当たっては、児童生徒の人権を尊重した内容となるよう学校等に指導助言したところでございます。 </p> <p> (義務教育課長) 「児童の権利に関する条約」の周知等についてであります。子どもの権利を含めた人権教育は、「人格の完成」を目的とする学校教育の根幹であり、各学校において、人権を尊重し、差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うことができるよう教員が人権教育の重要性等を理解し、学校の教育活動全体を通じて指導に当たることが重要であります。 各学校では、例えば、社会科において、「子どもの権利条約」の採択の背景や内容等について理解を深めるとともに、道徳科において、本条約で示されている「生きる権利」や「守られる権利」などについて指導するなどの教育活動を展開しており、今後も、こうした取組を通じて、本条約についての周知が図られるよう努めてまいります。 </p> <p> (生徒指導・学校安全担当局長) 今後の校則の見直しに関する取組についてであります。校則は生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として、校長が定めているものである一方で、見直しの過程においては、生徒等の意見を聞いたりすることは、生徒一人一人が、校則を自分のものとして捉え、主体的・自律的に行動することができる態度を育成するなどの教育的効果があると考えております。 道教委といたしましては、社会の変化や生徒の実情、地域の状況等を踏まえ、積極的に校則を見直すことは、生徒の人権や個性が尊重され、地域とともに生徒の成長を支えることにつながると考えており、今後、各学校において、改訂が予定されております生徒指導提要を踏まえた校則の見直しが進むよう指導してまいります。 </p>	<p> 生徒指導・学校課 </p> <p> 義務教育課 </p> <p> 生徒指導・学校課 </p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>いくことを支えていただきたいと思います。</p> <p>四 家庭教育支援等について (一) 家庭教育のあり方に関する見解と行政の役割について 貧困と格差が拡大し、自己責任論が広がる中、子育てや教育に困難を生じる家庭が増えているのは事実です。保護者の現状や課題を捉えることが必要だと考えております。 家庭は、社会と国の基本単位ではなく、社会の自然かつ基礎的な集団であって、社会と国の基本単位ではなく、社会の自然かつ基礎的な集団であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する、つまり人権としての位置付けと認識しております。 社会情勢の変化を反映して家庭も多様化している中、道教委はどのような認識を持っているのか。また、そもそも憲法や教育基本法では、家庭教育をどのように位置付けているのか。加えて、家庭教育支援における教育行政の役割というのはどうなっているのか伺います。</p>	<p>(社会教育課長) 家庭教育支援等についてであります。今日の家庭教育においては、SNSなどを通して気軽に情報共有できる環境にある一方で、地縁や血縁関係の希薄化により、身近な他者との交流の中で多様に学ぶ機会を得ることが難しいなどの課題があると認識しております。 家庭教育については、教育基本法第10条第1項において、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と定められております。 また、教育行政の役割につきましては、同法第10条第2項において、「家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と定められておりますことから、道教委では、法の趣旨に基づき、その環境の整備に取り組んでいるところでございます。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>(二) 道教委の資料と家庭教育支援のあり方について 家庭教育の自主性を尊重しつつ、道教委は、その教育を進めるための環境の整備を行うことが行政の責任なんですね。その役割を超えてはいけない訳です。 封建的な価値観から抜け出して、平和で民主的な人格形成が求められている訳ですけども、先ほど校則の見直しでも言及いたしました。子どもの権利条約を根拠にすることが極めて重要でございます。子ども固有の権利として認めている意見表明権は、その子どもの年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるべきものであります。 道教委は、家庭教育支援、子育て支援関係者用として保護者のための学習資料、「家庭教育ナビゲーターのためのハンドブック」というものをホームページで公開しております。家庭での対応が例示されておりますけれども、家庭への介入とはならないのか、内容を拝見させていただきました。 子どもの多様性に基づいているとは到底言い難い内容が散見され、良かれとする大人の価値観を押し付けているのではないかという印象を持ちました。家庭教育支援を人権と捉え、「支援する観点・視点」「成長発達の科学的視点」「子どもの権利に関する視点」はどこに反映されているのか伺います。</p>	<p>(社会教育課長) ハンドブックについてでございますが、子育てや家庭教育に関しては、保護者がいつでも、どこにいても、相談ができ、学ぶことのできる環境を整備することが重要であります。 道教委では、保護者の学びをサポートする役割を担う「家庭教育ナビゲーター」の養成をはじめ、PTAの茶話会やサークル活動、子どもの法定健診など、地域の保護者が集まりやすい身近な場や機会を活用し、ナビゲーターを中心に、気軽に交流や学習、相談ができる場の設置に取り組むとともに、保護者から相談があった時や交流の場における推進役を務める時などに参考にできるハンドブックを作成したものでございます。 作成に当たっては、「学び合いの場の創出」「客観的データの活用」、「子どもの望ましい生活習慣の定着」「自他の尊重」などといった視点で保護者にとって関心のあると思われる地域の特徴的な取組や幼児期の子どもの持つ保護者のための学習資料として子育てに関するQ&Aを掲載するなど、ナビゲーターが様々な場面で保護者を支援できるよう取りまとめたものでございます。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>(再質問) 具体的な内容に入る前にもう一度確認しますが、教育基本法においては、家庭への介入を権力や行政がですね、介入することを厳しく禁じていると考えますが、どのような見解だったか改めて伺います。</p>	<p>(社会教育課長) 教育基本法と道教委の考え方についてでございますが、教育基本法においては、家庭教育は、保護者が、子どもの教育について第一義的な責任を有するものであると定められており、道教委では、法の趣旨に則り、家庭教育支援を行うに当たって、全ての保護者が安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、それぞれの家庭における自主性を尊重しつつ行われる必要があるものと考えております。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>(再々質問) くどいようで恐縮なんですけどね、この教育基本法の改定の時に、大臣答弁を含めて、介入してはならないことに対して答弁があったと思うんですけど、どのような内容になっていましたか。</p>	<p>(生涯学習推進局長) 国会議論についてでございますが、平成18年の衆議院教育特別委員会におきまして、文部科学大臣から、教育基本法第10条第2項は、家庭教育の自主性を尊重するというを明示しており、個々の家庭における具体的な教育内容について規定しておらず、法律で新たに設けるという意思ではない旨、発言がございました。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>(三) - 1ハンドブックについて① 虐待やDVなど、犯罪に当たるものは介入しなくちゃいけないんですよ。だけど、それ以外は家庭教育に介入してはならない訳です。権力や行政は。そうした中で、私これをプリントアウトしてきた</p>	<p>(社会教育課長) 掲載内容についてでございますが、ハンドブックは、家庭教育ナビゲーターが保護者に対して上手にコミュニケーションをとったり、子育ての悩みを解決するために役立つ情報を提供する際や相談があった時などに</p>	<p>社会教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>んですけれど、このハンドブックのトップに「ドロシーおばさんの魔法の言葉」というのが書いてあるんです。一見聞こえは良いんですけど、価値観の刷り込みそのものなんです。「親の態度を見て子どもは育つ」という価値観が限りなく刷り込まれています。</p> <p>2005年に亡くなったドロシー・ロー・ノルトは、「親を見て子は育つ」「親は子の手本」「子は親の鏡」という考え方で、子育ての責任が親にあるとする考え方だと言えます。これは公教育の責任を放棄して、家庭に責任を負わせ、保護者への圧力とも言われています。それが随所に書かれている訳です。この子育ての責任を家庭に押しつける科学的根拠は何ですか。</p> <p>(三) - 2ハンドブックについて② ここで紹介したくないくらいですね、一人親家庭について、ひどい内容が書かれているんです。それはね、あくまでも大人がこうして欲しいという価値観の刷り込みなんです。これはホームページに公開されていますから見ていただきたいと思うんですけども。</p> <p>本当にそういうことが行われているということで、まったく先ほどの教育基本法の考え方に合致していないやり方がこのハンドブックの中には随所にある訳です。そこで、私が何より驚いたのは「お父さんの役目は、お母さんが赤ちゃんとの世界を楽しめるように、お母さんを支えてあげること」。これを聞いて、道教委は何も感じないんですか。</p>	<p>参考にできるよう、家庭教育支援に取り組む団体をはじめ、市町村教育委員会や企業の関係者などで構成する検討委員会において、専門的な知見をいただきながら検討したものでございます。</p> <p>(社会教育課長) 掲載資料についてでございますが、厚生労働省が、乳幼児の子どもを持つ保護者向けに、わかりやすく構成して作成した資料を参考に、検討委員会において専門的な知見をいただきながら検討し、話題の一つとして掲載したものでございます。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>(再質問) これをおかしいと思わないのですか、今見て。</p>	<p>(教育部長) 掲載資料についてでございますが、この度のこの資料につきましては、厚労省の資料を参考に検討委員会において専門的な知見をいただきながら当時検討したものでございまして、時代に合せて必要な見直しは必要かと考えております。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>(三) - 3ハンドブックの改定について 見直しが必要なくらいですね、ジェンダーやイコリティに反した記載をナビゲーターを通じて多くの道民の中に広げられてきた、長期にわたって広く普及してきた道教委の責任は非常に重いと思いますよ。</p> <p>確かに資料自体も非常に古いです。でも、これを良かれとしたのは道教委の判断ですよ。その他にも子どもとはこういうものという一方的な価値観に基づいて、子どもの権利条約に準拠するとは言いがたい記載がたくさんありますので、今回の議論を契機に見直す必要があると考えますが、いかがですか。</p>	<p>(社会教育課長) ハンドブックの見直しについてであります。教育基本法や子どもの権利条約の趣旨はもとより、核家族化や地域のつながりの希薄化など、今日的な課題も踏まえ、ハンドブックを活用する家庭教育ナビゲーターがより効果的に活用できるよう、有識者等の協力を得て適切に対応してまいります。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>(四) 統一協会との関連について 教育基本法と子どもの権利条約に準拠して、しっかり見直しをいただきたいと思えます。</p> <p>このハンドブックを見て、私は統一協会の方が進めている家庭教育支援と随分と似ているなというふうに感じを持ちました。</p> <p>それで全国で、この統一協会関連団体イベントを教育委員会が後援したり、行政職員や教育行政職員の参加が問題視をされています。先日、道教委においては、「関連はない、一切ないんだ」ということ教育長が本会議で答弁しました。</p> <p>しかし、その後ですね、旭川市では今年1月15日、統一協会幹部が役員を務める旭川家庭教育を支援する会が主催した教育関係者による意見交換会に旭川市の幹部職員が参加していたことが発覚し、問題になりました。今津寛介旭川市長は、統一協会が現状において社会的に問題がある団体と認識を示して、市が統一協会や統一協会系団体に関与すべきではなく、より慎重に対応する必要があると答えております。</p> <p>そこで、道教委主催の事業に、旭川市で明らかになった統一協会関連団体の旭川家庭教育を支援する会の関係者が参加していなかったのか、改めてお聞きします。</p>	<p>(社会教育課長) 道教委事業への参加者についてであります。先般の日本共産党道議会議員団からの資料要求を受けて行った調査の過程において、昨年12月、家庭教育ナビゲーターや家庭教育サポート企業の関係者、学校関係者、地域ボランティア、市町村・市町村教育委員会の職員を対象とした道教委主催の「家庭教育支援研究協議会」に、ご質問にある団体に所属している2名の方が地域ボランティアとして参加していたことが確認されております。</p>	<p>社会教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(再質問) 統一協会や統一協会関連団体の方は中々正体をはっきり出してですね、近付いてはこない訳ですけども、ここに参加をした2名の方から誘われて会の研修などに参加した、個人的にもですね、参加した方というのはいなかったんでしょうか。</p> <p>(五) 欠</p> <p>(六) 統一協会との関係性について 個人的だとして、お一人参加しております。結局、そういふうにして近付いて、そして関係を持って教育に介入してくると。これが統一協会の教化・布教活動の一環でありますから、十分に注意を要するというふうに考えております。 特に、道教委の家庭教育支援、今のハンドブックの内容で明らかになりましたけれども、統一協会の進めている家庭教育支援条例や法と似ているところがあるんですよ。そこの違いをはっきりさせないと、混乱を生じると思うんですけども、違いを明らかにして、関係を持たないようにする必要がありますけど、いかがですか。</p> <p>(七) 家庭教育への福祉的支援について 関係性については十分注意していただきたいと申し上げておきます。 それで今、子育て環境、家庭教育の状況というのは、非常に困難を抱えております。そうした中で、必要な教育支援が届いていれば、防げるいじめや性被害、虐待、ネグレクトなども少なくないと考えております。 道教委として、家庭教育にどのような支援が必要と考え、人権としての支援をどう進めるのか。保護者のみならず子どもの意見をよく聞き、実現していく立場に立つべきと考えますが、教育長の見解を伺います。</p> <p>(意見) 現在、世界的には、この「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」というユネスコの出した教育文書がありまして、これを参考にする例もありますので、ぜひ、道教委でも参考にさせていただきたいと思ます。</p>	<p>(教育部長) ご指摘の団体の研修会等の参加について、個人的なことに関しまして、私たちとしては答弁を控えさせていただきます。以上でございます。</p> <p>(生涯学習推進局長) 家庭教育支援についてであります。家庭教育を支援することについては、教育基本法において「家庭教育を支援するために必要な施策を講じる」ことが、また、社会教育法において「家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関する」事務を行うことが、国及び地方公共団体の責務として定められており、道教委では、こうした法令等に基づき、今後も適切に事業を実施してまいります。</p> <p>(教育長) 家庭教育への支援についてであります。家庭教育を巡る問題は、地域からの孤立やサポートの薄さ、育児ストレスなどの様々な要因が絡みあって起こると考えられていることから、それぞれの家庭の多様性や人権にも十分配慮した上で、地域全体で子どもたちを育む体制づくりや、保護者の皆様が安心して子育てができる環境づくりを進めることが重要であります。 このため、道教委では、ハンドブックの見直しをはじめ、悩みや不安を抱えた保護者の方や子どもたちが地域の身近な人間関係の中で、気軽に相談をできる体制を整えるため、家庭教育ナビゲーターや民生委員・児童委員、行政関係者などが情報共有を図ることやつながらりづくりを促進するための研究協議会の開催、あるいは乳幼児健診時を活用した学習機会などを提供いたしまして、より多くの保護者の皆様が必要な情報に触れることのできる機会を設けるなどして知事部局や関係機関と連携を図りながら、家庭教育の支援の充実に努めてまいります。</p>	<p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p>
<p>五 いじめ問題について 旭川市の中学生のいじめ問題に対して、旭川市教委が設置した、第三者による「いじめ防止等対策委員会」は、最終報告書を出しました。私、今年の6月にも質問しておりますけども、この報告書で明らかにされた重大な問題について、以下、伺います。その中で私は、重大事態と道教委が3度にわたって、本来は判断すべきことがあった。時期があった。しかし、それを逸していたというふうを考えておりますので、伺ってまいります。</p> <p>(一) いじめの重大事態に係る最終報告の受け止めについて 教育長は、昨年、私の質問に対して、「早期の解決が図られず、いじめ重大事態となったことについて、道教委として極めて重く受け止めている」と答えていたんですけども、各職能団体から推薦を受けた委員が時間をかけた最終報告を受けた今、道教委はどのように受け止めたのか、まず伺います。</p> <p>(二) 道教委の指導内容について 今回の報告書にはね、わざわざ注釈で道教委の対応が不十分だったことが書かれているわけですよ。</p>	<p>(生徒指導・学校安全担当局長) 最終報告の受け止めについてであります。旭川市事案の調査結果では、学校・市教育委員会の関係法令に基づく、いじめへの理解不足や、法令やガイドラインに基づいた対応を怠ったことなどが厳しく指摘されました。 これまで市町村教育委員会とともに、いじめ防止に取り組んできた道教委といたしましても、調査結果の中で指摘されたことを重く受け止めております。</p> <p>(生徒指導・学校安全担当局長) 最終報告書での道教委に関する内容についてであります。「学校及び市教委の対応についての検証」の</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>その道教委の指導内容について、報告で指摘がありますけれども、どのような内容で、どう受け止めたのか伺います。</p> <p>(三) いじめの認知について そこで、3回のことを、ちょっと具体的に伺うんですけどもね、こういう異例の注釈が付けられて、道教委の対応が指摘をされているということなんですけれども、まず2019年6月に、この中学生の方は川に入っていたんですけども、その時にですね、その入水行為は自殺未遂、さらにはわいせつ行為を含めたいじめだというふうに道教委は情報を得ていたわけです。しかし、この時点では、いじめの疑いと認識しているんですけど、これはどうしてだったのでしょうか。</p> <p>(四) 重大事態に対する道教委の見解と判断について この時点での情報収集や状況からですね、報告書では学校と市教委がいじめ防止対策推進法とガイドラインの理解を著しく欠き、必要な対応を行わなかったことが厳しく批判され、指摘をされているわけです。しかし、道教委も同じような情報をもっていたのなら、この時点で重大事態との判断に至る必要があったのではないかと考えますけど、どうですか。</p> <p>(再質問) 今、答弁にあった生命、身体に重大な被害が生じた疑いがあるという、そういう考えがあったのであれば法とガイドラインに基づけば、これは重大事態ではありませんか。そういう認識があったというのなら、ちゃんと重大事態って認めないとだめでしょう。</p> <p>(再々質問) なぜ重大事態だと判断しなかったのか、お聞きをしているんです。</p> <p>(指摘) 法のもとで、生命、心身に重大な被害が生じた疑いがある場合は、重大事態と認定して対応しなければならぬと考えます。つまり、そういう認識があったにも関わらず、道教委は重大事態として判断して対応しなかったと言わざるをえません。</p> <p>(五) 欠</p> <p>(六) 欠</p> <p>(七) 24時間こどもSOSダイヤル相談を受けた以降の対応について そして、2回目なんですけれども、2020年1月5日、道教委の24時間こどもSOSダイヤル相談に、母親がいじめに関する学校の対応について相談していたことが、今回初めて分かりました。 翌16日、上川教育局は面談で、旭川市教委に事実確認の上、指導したとされておりますけれども、6月の入水自殺未遂、わいせつ行為を伴ういじめの情報を得ていた教育局は、この時も重大事態だと判断</p>	<p>項目において、市教育委員会が、「道教委から本件についていじめと認知する方向の指導があった」ことに関する注釈として、「道教委の指導内容は、本件をいじめとして認知すべきことなどを指摘するものであったが、重大事態として対応すべきとはされていなかった。道教委としても、市教委からの報告で重大事態と評価すべき本件の事実関係の概要は把握していたのであるから、端的に重大事態として対応するように指導すべきであったと思われる。」と記載されております。</p> <p>道教委といたしましては、当時、道教委と市教委との認識の共有が図られるよう、さらに取り組んでいく必要があったと考えており、こうした記載内容も含めまして、本事案への自らの対応を振り返り、課題を整理した上で、北海道いじめ問題審議会においての御意見をうかがいながら、いじめ重大事態に関する対応について、改めて検討してまいります。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) いじめの認知についてであります。令和元年6月に発生した事案について、同年9月10日に市教育委員会から、上川教育局に対し、電話により報告があり、道教委は、この時点でいじめの疑いがあると捉え、同年9月11日及び18日に市教育委員会から事案について報告を受け、いじめの認知について確認を求めており、10月10日、市教育委員会から「いじめとの判断には至っていない」との回答があったところでございます。</p> <p>(生徒指導・学校安全担当局長) いじめ重大事態についてであります。道教委は、市教育委員会に対しまして、生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあるとの考えのもと、「本事案は、いじめの疑いがある」と判断をし、市教育委員会に対し、 ・いじめを認知することや ・被害生徒と保護者の心情に配慮して対応することなどについて、指導をしたところでございます。</p> <p>(生徒指導・学校安全担当局長) 道教委の対応についてであります。道教委といたしましては、関係法令、ガイドラインを踏まえまして、市教育委員会に対し、生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあるとの考えのもと、「本事案は、いじめの疑いがある」と判断をし、指導したところでございます。</p> <p>(生徒指導・学校安全担当局長) 道教委の対応についてであります。道教委といたしましては、いじめ重大事態を想定いたしまして、生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあるとの考えのもと、「本事案は、いじめの疑いがある」と判断をし、市教育委員会に、指導してきたところでございます。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 電話相談を受けたあとの対応についてであります。令和2年1月16日、上川教育局は、市教育委員会に対し、当該事案について、生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあるとの考えのもと、いじめの認知について再度指導いたしました。市教育委員会からは、「いじめの認知に至っていない」との判断が改めて示されたものでございます。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>しておりません。だから報告書は、「この時点で対応方針を変えた様子は認められない」と指摘しているのではありませんか。事実関係と重大事態と判断しなかった理由をお示しください。</p> <p>(八) 相当期間の欠席への対応について それではね、全く学校や市教委に下された指摘と同様に道教委が、重大事態に対する法とガイドラインに基づく理解を深めて判断していたとは、到底言えないんじゃないですか。どうですか。 委員長ごめん、続けてもう一問言うわ、あの、次の例を言うわ、時間ないから。次の例も例示して。 それがね、2回目の失態なんですよ。そして、3回目、さらに深刻なのは、重大事態として認識すべき相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときの対応です。 この生徒は、転校先でも欠席が困難な状態が続いていました。ところが、道教委は転校先での4月の報告書をもって1年間放置してですね、2021年2月13日に行方不明の報告を受けるまで、報告を求めています。 道教委は、転校先での経過をみるように指導したということですが、なぜフォローした記録がないのか。この時期の情報って非常に重要なんです。この時期の情報が欠落して、解明されていないことで、御遺族が最も知りたい自殺との関連が明らかにされないんですよ。道教委が重大事態と判断し、適切な指導を行うべきを怠ったと、この3回目も怠ったと言わざるを得ないと思いますが、2回目と3回目併せて、なぜ重大事態と判断しなかったのか伺います。</p>	<p>(生徒指導・学校安全担当局長) 転校先での対応を含め、道教委の対応についてであります。道教委といたしましては、令和元年9月、10月、令和2年1月と継続いたしまして、いじめ重大事態を想定をし、本事案に関する事実関係といじめの疑いがある事案としての対応について、市教育委員会に指導してまいりましたが、市教育委員会からは、「いじめの認知には至っていない」という判断が繰り返示されたことから、市教育委員会に対し、転校先の学校の協力も得て、状況把握と当該生徒への丁寧な対応を引き続き行うよう指導してきたところでございます。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p>
<p>(再質問) ちょっと聴き取りにくかったんですけども、重大事態と判断して対応したのに、市教委がそれに対応しなかったということですか。本当に重大事態だと判断をしたという記録は、どこにあるんですか。</p>	<p>(生徒指導・学校安全担当局長) 道教委の対応についてであります。道教委といたしましては、市教育委員会に対し、いじめ重大事態を想定し、生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあるとの考えのもと、本事案はいじめの疑いがあると判断をし、市教育委員会に対し、指導してきたところでございます。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p>
<p>(再々質問) いじめの重大事態だと想定した、そのしたことを言葉で市教委に伝えたんですか。</p>	<p>(生徒指導・学校安全担当局長) 道教委の対応についてでございます。道教委は、市教育委員会に対し、生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあるとの考えのもとで、市教育委員会に対し、 ・いじめを認知すること、 ・被害生徒とその保護者への心情に配慮して対応すること などについて、指導してきたところでございます。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p>
<p>(再々々質問) 委員長、答えさせてください。ちゃんと重大事態だという言葉や記録があるのかって聞いているので、あるのか、ないのか確認をしているので、そのように答弁させてください。</p>	<p>(生徒指導・学校安全担当局長) 道教委の対応についてでございます。道教委は、教育委員会に対し、いじめ重大事態を想定をし、生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあるとの考えのもと、本事案はいじめの疑いがあると判断をし、市教育委員会に対し、 ・いじめを認知すること、 ・被害生徒とその保護者への心情に配慮して対応すること などについて、指導することをまとめた資料はございますが、その指導した際の詳細な経過をまとめた記録については、ございません。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p>
<p>(再々々々質問) 結局ね、そういう認識だったという、道教委の認識を今になって説明しているだけで、実際には市教委が指導だと受け止めるに足るだけの重大事態だということを示した指導というのはなかったということよろしいですか。</p>	<p>(生徒指導・学校安全担当局長) 道教委の対応についてであります。道教委は市教育委員会に対しまして、いじめ重大事態を想定いたしまして、生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあるとの考えのもと、本事案はいじめの疑いがあると判断をしたものでございます。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p>
<p>(再々々々々質問) 説明しきれてないですね。教育長どうですか、この議論を聞いていて、道教委の責任というのは、本当にないって言っているんでしょうか。いじめの対応も含めてね、これから見直しをするということなんですけども、私が3回、重大事態であるという判</p>	<p>(教育長) いじめ問題の対応についてでございます。この度、旭川の事案につきまして、最終報告も第三者委員会の報告が出ております。道教委といたしましては、当時道教委と市教委との認識の共有が図られるよう、さらに取り組んで行く必要があったというふうにも考えて</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>断をすべきところを見逃しています。これってというのは、まだ今の段階では、今の議論では検証されていないと思うんですけど、これ、きちっと検証して、あの、道教委としての指導性を確保する、取り戻すために、そういう対応が必要ではないかと考えますけどいかがですか。</p> <p>(再々々々々々質問) 教育長、今回のいじめの対応、私が具体的に指摘した。3回見逃していたんじゃないかと。道教委は、重大事態を想定はしていたと、想定して指導していたと。だけど、想定していただいただけでは、市教委には伝わらないわけですよ。だから、市教委と重大事態だという認識も、いじめという認識も共有できなかったんじゃないかということの問題提起しているんです。道教委の指導性を発揮するためには、この検証なしには前に進めないと思うんですけど、この一つ一つについて、具体的にね、道教委として検証すべきではないでしょうか。</p>	<p>おります。</p> <p>今回の第三者委員会の記載の内容も含めまして、本事案への自らの対応を振り返り、課題を整理した上で、北海道いじめ問題審議会において、様々な御意見をいただきながら、今後の対応について改めて検討していきたいというふうに考えております。</p> <p>(教育長) この度、第三者委員会の方から詳細な報告もいただきました。私どもがいただいたわけではありませんが、報告がされました。これも十分に我々としても、読み込みまして、自ら今回の対応を振り返り、課題を整理させていただきたいと。また、それをもとに、北海道いじめ問題審議会において、御意見いただきながら、今後のいじめ防止基本方針の見直しなども含め、対応していきたいと考えております。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p>
<p>(再々々々々々質問) じゃあ、今回のこの個別の検証も行った上で、あの、反映させていくということではよろしいですか。</p>	<p>(教育長) 重ねての御質問でございますが、道教委といたしましては、当時、市教委との認識の共有が図られるよう、さらに取り組んでいく必要があったと考えております。今回の自らの対応を振り返りながら、課題を整理し、いじめ問題審議会において、御意見いただき、今後の対応について改めて検討していきたい。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p>
<p>(再々々々々々々々質問) 個別の検証も含めてということですか。</p>	<p>(教育長) 今回の報告書を踏まえまして、自らの対応の中で課題を整理し、改めて、いじめ問題審議会において、御意見いただきながら、今後の対応方向、いじめの基本方針の見直しについて、対応していきたいというふうに考えております。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p>
<p>(十) 欠</p>		
<p>(十一) 第三者による検証の実施と専属的組織体制について</p> <p>あの、なんだからはっきりしないんですけどもね、これ、個別具体的に、きちっと検証しないだめですよ。分科会をつくるなりして、第三者的な意見も聴きながら、審議会だけでなく、審議会の中に別に分科会をつくるとか、調査委員会を作るとかして、これは個別に対応してですね、きちっと教訓を導き出して、北海道の教育行政の信頼をね、取り戻す必要があるということを重ねて申し上げたいと思います。私は第三者委員会による検証というのが本当に必要であるというふうに考えますと同時にですね、道教委の対応として、教育局任せにせず、直接指導に乗り出して、生徒と保護者への支援とケアに当たることができるように、専属的な組織体制をとるべきだと考えますけど、いかがですか。</p>	<p>(学校教育監) 第三者による検証等についてでございますが、道教委といたしましては、第三者調査委員会の調査結果を参考に、市町村教育委員会との連携など、自らの対応の課題を整理し、北海道いじめ問題審議会の御意見を伺いながら、いじめ防止基本方針の改定内容に生かしてまいります。</p> <p>また、道教委では、組織的な支援をする「緊急支援チーム」を運用するほか、児童生徒がいじめに関する悩みを直接、道教委に相談できるよう一人一台端末を活用した相談窓口を5月に開設し、早期発見・早期対応を促進するとともに、子ども相談支援センターや各管内で設置している相談窓口の保護者利用も周知し、事案に応じて教育局職員が相談された保護者や児童生徒に直接対応しており、今後もいじめ事案に悩みを抱える児童生徒や保護者の支援と心のケアに努めてまいります。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p>
<p>(意見) 私は、道教委が組織的な支援をする緊急対策チームの運用が役割を発揮してですね、繁忙で対応できないとか、それから様々な人間関係の中でね、いじめに対応しかねるような状況というのを解決する役割を、しっかり果たしていただきたいと思います。私はなぜこんなに申し上げるかとおっしゃると、道教委が3度にわたって、重大事態だときちっと判断していれば、このお子さんは亡くならなくてもよかったのではないかと、そういう強い思いがあります。それで、教育長に何度も重ねて質問したんですけど、ぜひこの子の死を無駄にすることなく、しっかりと教育行政をね、進めていただきたいと思っております。</p>		
<p>(九) 性被害への対応強化について このお子さんの心の一番の痛みだということは、性被害の問題でした。それに対して、対策強化を去年も求めてきたわけですけどね、改善が図られてき</p>	<p>(生徒指導・学校安全課長) 性被害への対応についてでございますが、道教委では、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、「生命(いのち)の安全教育」の推進が重</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>たのでしょうか。道のいじめ防止条例、それから基本方針に、性被害を伴ういじめへの対応を明記するなど、対策の一層の強化が必要だと考えるのですけど、ここのところをお聞きしたいと思います。</p> <p>(意見) 先ほどの答弁で、性の成熟に伴う具体的な知識をつけていくことが必要だというお話がありました。それで、今回問題になった自慰行為についてもですね、子どもたちが本当にお互いにね、その行為っていうのは、してもいいんだけど、人目のつくところではない、自分のプライベート空間であるものだっていうことをちゃんとわかっているお互いにね、こんなことを強制しなかったんじゃないかと思うんですよ。やっぱりそういう教育が不十分だから、こういうことが起きるんじゃないかと強く感じます。</p> <p>(十二) 教育行政の独立性に鑑みた道教委の姿勢について 当該の学校と、旭川市教委に重大な問題があったということは、紛れもない事実です。旭川市長が再調査を実施すると述べているわけですけど、道教委の指導性を本当に発揮するのであれば、この報告書を受け取った市教委が、市の教育委員会議や市長の権限になりますけど、市の総合教育会議において、検証して、再発防止対策を導き出すよう求めて、道教委に報告させることこそ、独立した教育行政機関である道教委の役割に鑑みると、行うべき指導ではないかと考えます。教育長の見解を伺います。</p>	<p>要と考えており、昨年5月には、各学校に参考資料や教材を配付し、活用を促すとともに、本年3月には、人権擁護委員等と連携した実践事例を取りまとめ、一層の推進を図っております。</p> <p>また、本年6月にはいじめ問題への対応の徹底に向け、「犯罪行為とも捉えられるいじめは、警察等の関係機関に速やかに通報し、解決を図ること」を通知したほか、本年11月には、全ての管内において教職員や教育委員会職員、警察官等を対象として、性暴力を伴ういじめへの対応なども取り上げた研修会を実施することとしており、道教委といたしましては、これらの取組状況を踏まえ、今後、「いじめ問題審議会」の御意見を伺いながら、「北海道いじめ防止基本方針」の改定に向けて検討してまいります。</p> <p>(教育長) 道教委としての対応についてであります。旭川市教育委員会の第三者調査委員会による調査報告書では、再発防止策として、いじめへの対応、いじめ予防、安心して暮らせる社会づくりの3つの観点から、11項目の提言がされており、旭川市教育委員会及び学校においては、再発防止策等を確実に進める必要がございます。</p> <p>道教委といたしましては、市教育委員会と連携をしながら、定期的に取り組状況を把握し、必要な指導助言を行うとともに、当該事案への自らの対応を省みて、課題を整理し、関連法令や基本方針を踏まえたいじめ問題への対応が徹底されるよう、指導力を発揮してまいります。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p>